

## 登記所備付地図ができるまで

釧路地方法務局

登記所備付地図とは、土地や建物を売買したり、あるいは担保を設定したときには、法務局にこれらの登記がされますが、この登記をするための登記簿のほかに、法務局では登記された土地の位置や形状等を記載した地図（一般に公図と呼ばれています。）を備え付けています。

不動産登記法第14条第1項では、国家基準点を基礎として、各土地の筆界点を測量した精度の高い地図を備え付けることとされています。

しかし、現実にはそのような精度の高い地図の備付けが十分でない地域があるため、法務局では不動産登記法第14条第1項に定められた新しい地図の作成作業を実施しています。

**1 から 6 までの工程を経て新しい地図が完成します。**

なお、実施時期については状況により変動します。

### 1 準備作業 3月～4月

☆地区内の皆さまに対する趣旨説明などの広報活動を行います。

☆関係資料の作成

☆関係官公署との打合せ

### 2 一筆地調査・一筆地測量 5月～6月中旬

☆土地の所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、おおむね土地の配列にしたがって、一筆ごとにその境界や地番・地目を調査・確認します。

☆本作業の前年度には、街区多角点、2級・3級公共基準点を基礎として、4級基準点を設置します。

測量は、その基準点を利用して一筆地調査で確認した境界を基に行います。

### 3 かくち ちようせい 画地調整・復元測量・筆界保全標設置 6月下旬～8月

☆一筆地測量の結果を各種資料に基づき作成した調査素図と重ね、比較検討して必要に応じて調整を行い、登記上の境界を見いだしていきます。

☆登記上の境界の位置を金属プレート等で明示するための測量を行います。

### 4 境界立会い・面積計算・地図作成 9月中旬～11月

☆プラスチック杭や金属プレート等で明示した境界の位置を立会い等で確認していただきます。

☆境界立会い終了後、コンピュータにより一筆ごとの面積を計算します。

☆土地の位置・形状を縮尺500分の1の地図に図示します。

### 5 じゅうらん 縦覧・異議申立て 12月上旬

☆地図の原図、地積等一覧表を一定期間皆さまに確認していただきます。もし、間違いがあれば、申し出てください。

### 6 職権登記 1月～3月

☆調査・測量の結果、地目や面積が登記簿と一致しなくなった土地については、法務局の職権で訂正します。

#### 【お問合せ・連絡先】

◇〒085-8522

釧路市幸町10丁目3番地

釧路地方法務局登記部門地図作成作業室

電話（0154）31-5029（直通）